

江東西あおいろ会報

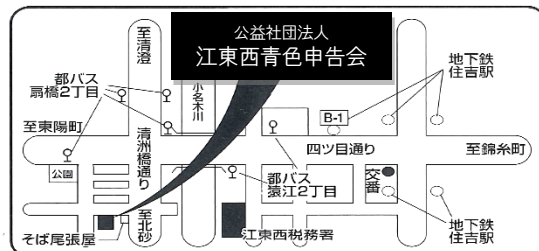
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiaoiro.jp/>



育青部主催! zoom 研修会

zoomとは? オンライン会議?

育青部による zoom 研修会を開催します。zoom とは、パソコン・スマホ・タブレットを使用し、複数人で映像と音声をやり取りできる Web 会議システムです。zoom について知りたいけど……今さら誰にも聞けないと思っている方、一緒に勉強して zoom を使ってみませんか?

ぜひ、この機会にご参加ください。

日時: 令和 4 年 7 月 11 日 (月) 18:00~20:00

場所: 江東西青色申告会 3 階会議室

定員: 20 名 (定員になり次第、締め切らせていただきます。お早めにお申し込みください。)

ご自宅からオンラインでの参加をご希望の方は事務局までお問い合わせください
お申し込み・お問い合わせ 03-3649-4178

ジョブカン会計ソフト 研修会

いろいろな機能があることをご存じでしょうか?

いろいろな機能を知っていただき、皆様がよりスムーズに入力できるよう研修会を開催します。ジョブカン会計のデスクトップ版・ツカエル青色申告オンラインを使用している方は、ぜひご参加ください。

既に使用している方も今年から使用してみようとする方もどなたでも参加できます。

日時: ジョブカン会計デスクトップ版 令和 4 年 9 月 1 日 (木) 13:00~15:00

ツカエル青色申告オンライン 令和 4 年 9 月 2 日 (金) 13:00~15:00

場所: 江東西青色申告会 3 階会議室

内容: 会計ソフトの使い方・いろいろな機能

定員: 各 20 名 (定員になり次第、締め切らせていただきます。)



ジョブカン会計をご利用の方は、ぜひご参加ください
お申し込み 03-3649-4178



各会議・行事 ご報告

6月

- 8(水)三役会
- 14(火)第3支部理事会
- 17(金)育青部政治を語る会
- 20(月)理事会

これからの予定

7月

- 2(土)消費税インボイス制度説明会
- 5(火)消費税インボイス制度説明会
- 6(水)三役会
- 11(月)源泉所得税納付期限
- 11(月)育青部Zoom研修会
- 15(金)青色ドック
- 19(火)税制指導政策委員会
- 20(水)会計報告会
- 25(月)理事会
- 25(月)事業厚生委員会



第10回通常総会報告

公益社団法人江東西青色申告会第10回通常総会が、

令和4年5月27日(金)ティアラ(うとう)において、江東西税務署 署長 西袋寿彦様をはじめ3名の来賓のご臨席を賜り開催された。

総会は、定刻通り午後6時から副会長 庄司修の司会により、次第に沿って進められた。開会の言葉を述べ、会長 大村彰男が主催者を代表してあいさつした後、司会者より定款17条の規定により会長が議長にあらるとし、会長 大村彰男が議長席についた。

議事に先立ち、正会員数、定足数、出席者数、委任状数が発表され、開催要件を満たしているため、本総会は有効に成立することが報告された。

議長は、川名満知子氏、伊藤晃子氏を議事録署名人に選出し、直ちに議事に入り、令和3年事業報告、令和3年会計報告及び監査報告、役員選任案が承認された。その後、副会長 佐藤幸子より閉会のことばをもって通常総会を終了した。

【役員名簿】

会長	大村 彰男		
副会長	野島 和博	副会長	庄司 修
副会長	加藤 光子	理事	君嶋 孝子
理事	川名満知子	理事	伊藤 晃子
理事	駒形 京子	理事	羽入田久男
理事	濱田あや子	理事	吉田 要
監事	福興 公秀	監事	小林 修一

—ごいせよるごうお願—

国民健康保険料について

【国民健康保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす場合、申請により国民健康保険料が減額または免除になる場合があります。

【保険料の減免の対象となる方】

(1)世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルスに感染し死亡、または1ヶ月以上の入院等重篤な傷病を負った世帯

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。雑収入など他の収入は対象外)の減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する世帯

① 主たる生計維持者の令和4年の事業収入等のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

② 主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③ 主たる生計維持者の①に挙げた減少見込みの収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

詳しくは江東区HPまたは江東区役所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

江東区役所医療保険課資格賦課係 03-3647-8520

事務局からのお知らせ

【消費税インボイス制度説明会について】

先月号でご案内しました7月2日と7月5日の消費税インボイス制度説明会はたくさんのお申込みがあり、早々に定員に達したため、締め切りました。お断りをさせていただいた会員の方々、大変申し訳ございませんでした。

また、江東区税務署では消費税インボイス制度説明会を行っています。国税庁HPに日時や連絡先が掲載されていますので、ぜひご利用ください。

ご質問等ございましたら、当会までご連絡ください。

【クラウド会計をお使いの方】

当会で推奨しているツカエル青色申告オンライン以外のクラウド会計ソフトを利用されている方は、帳簿の確認や入力方法等の対応ができません。

先月号の会報でご案内しました「他クラウド会計からの乗り換え初年度無料キャンペーン」にたくさんの方からお申込みいただいております。この機会を逃すことなく、お早めにお申し込みください。

【事務局休業のお知らせ】

左記の期間は事務局を閉鎖させていただきます。ご不便をおかけしますが、予めご了承ください。

◆ 8月11日(木)～8月16日(火)夏期休暇

◆ 8月25日(木)午後

職員研修

【口座振替のご案内】

該当する月をご確認いただき、口座の残高確認をお願いいたします。

引落日	振替内容
4月 6日	青色共済
5月 6日	自転車保険 ジョブカン会計
6月 6日	青色申告会の会費
6月23日	傷害保険 がん保険
7月27日	医療保険
10月 6日	青色共済
12月 6日	青色申告会の会費
12月23日	傷害保険 がん保険
12月27日	医療保険(中途加入)

育青部よりお知らせ

令和4年6月17日に「政治を語る会」を開催しました。たくさんの方に参加いただき、柿沢末途先生から世界情勢や日本の財政などについて説明がありました。また、税制改正要望や意見交換など行い、有意義な会となりました。

育青部では7月に「Zoom研修会」(会報一面に記載)を行います。また、9月に「区政を語る会」を予定しております。来月号の会報でご案内します。

青色申告会はボランティアの役員が中心となって活動しています。会員の皆様の意見を反映し、より良い

会づくりにつとめるため、育青部の役員と一緒に活動しませんか?興味のある方、ご質問などございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

青色共済給付報告

給付状況をお知らせします。

入院見舞金………9件

令和4年5月1日～5月31日

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので
管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

中退共
CHU 小企業
TAI 退職金
KYO 共済制度

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

郵送する場合

江東西税務署からのお知らせ

書類の送付先が変わります

令和4年7月11日から「東京国税局業務センター江東東分室」において江東西税務署及び江東東税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和4年7月11日以降、江東西税務署及び江東東税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター江東東分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛 先

東京国税局業務センター江東東分室
《郵便番号》136-8506
東京都江東区亀戸2丁目17番8号

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（対象署）に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信してください。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送してください。
 - 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の交付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。



東京国税局・税務署

令和4年5月